

令和2年3月19日

教育委員会事務局総務課

内線 4521

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する  
規則の一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

令和2年4月1日付けの組織改正等に伴い所要の規定を整備するもの。

2 改正内容

- 文化財保護課の知事部局への移管に伴い、文化財保護課の職に関する規定を削除する。
- 近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館の知事部局への移管に伴い、博物館職員の規定を削除する。
- 会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤の職員の規定について、所要の改正を加える。

3 施行日

令和2年4月1日